

4・5面特集 **税の申告は自分で書いてお早めに!**

- ◆主な内容◆
- パブリックコメントなどのお知らせ……………2面
 - 「桂川 寛 展」開催……………8面

発行:豊島区 編集:政策経営部広報課 〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1 ☎3981-1111 ホームページ <http://www.city.toshima.lg.jp/>

実践しよう。仕事と生活の調和 「ワーク・ライフ・バランス」



▲自らの体験を語る塩谷さん

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」とは、ワーク(仕事)とライフ(生活)の双方をうまく調和させることになり、仕事にも生活にも好循環を生み出すことです。
長時間労働や孤独な家事労働が、心身の故障や虐待などの深刻な社会問題の要因(原因)として取り上げられています。これらの問題の解決には、ワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠です。
企業にとっても、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現は、優秀な人材の確保、企業イメージのアップ、生産性の向上などに繋がります。
今回は、企業としてワーク・ライフ・バランスに取り組んでおり、また、ご自身も実践されている「株式会社 地域計画連合」(北大塚)の取締役、塩谷貴教さんに体験談をお聞きしました。

我が夫育休中に公園デビュー

平成22年度ワーク・ライフ・バランス川柳 (区長賞 佐々木久美子さん)

夫婦でこのように協力していますか?
役割分担をきちんと決めるのではなく、「できる方がやる」というポリシー。日々からのコミュニケーションがとても大切です。意識的に、夫婦や家族の関係について

ありがとう この一言が原動力

(優秀賞 福岡慶子さん)

子育てと仕事との両立の楽しさと苦勞したことは、
親として子どもとられる時間は限られるので、後悔しないために、一緒にいる時間を充実させたいと考えています。子どもが生まれる前から父親が子育てに関わることは当然のことと考えていました。でもいざ生まれてみると、知識ではわかっていても経験しないとわからないことばかり。パートナーと相談しながらの子育てです。子どもの成長や人格形成に親がすべては関われないし、結果はすべてはできないけれど、成果はあつて花開くと信じて取り組んでいます。

うらいたいかを話し合っています。パートナーは4月から仕事復帰予定のため、新たな生活スタイルにも対応していきたいです。
仕事への影響は?
時間制約があることにより、意思決定スピードが速くなったと感ずります。会社にいる時間帯には、プロジェクトメンバーとの調整事項などを優先的に協議しています。

●部下の方の声
時間に制限があるため、いかに効率よく上司に報告するか考えるようになっています。自分で判断しなければならぬ場面も以前より多くなりました。仕事のスキルアップのチャンスとなっています。

●パートナーの声
夫が家事育児に積極的に関わってくれているので、育児や家族との生活そのものが本当に楽しくて、夫との共通の話題も増えています。入目の育児を楽しんできているので、二人目も積極的に考えています。

休日のカレーライスは、パパの味

(優秀賞 關藤和子さん)

「僕も行く!」会社に行くと言いつ張り
(佳作 りゅう母さん)

ノー残業楽しみながら家事育児
(佳作 稲葉浩之さん)

7時から、打ち合わせなんてマジやめて
(佳作 関口珠姫さん 監樹さん)

班長、支部長、自治会長 職場じゃピラダが
(佳作 福黒誠さん)

あなたらしく私らしくが心地よい
(佳作 田口香子さん)

おにぎりのやさしい味に、パパの愛
(佳作 福村紀子さん)

豊島区男女共同参画都市宣言 記念週間講演会
『幸福の条件～格差社会の家族・結婚・恋愛事情～』
2月16日(水) 午後6時30分～8時30分 勤労福祉会館

多様化する結婚、家族のあり方など、女性をとりまく厳しい現状に生きづらさを感じている方に向けて、エールをおくります。
◇講師…心理学者/小倉 千加子氏○定員…150名○保育あり(要予約。9か月以上の未就学児。定員あり。ファクスかEメール(携帯は不可)で申込み※区内在住・在勤・在学の方優先)。
☎電話かファクスかEメール(7面記入例参照)で男女平等推進センターへ※窓口申込みも可。先着順。
●小倉千加子氏プロフィール
1952年大阪生まれ。評論家・心理学者。早稲田大学大学院文学研究科後期博士課程修了。医学博士。マジメ話術から笑いの話術、さらには泣きの話術と、「芸」のあるエッセイは幅広いファンを魅了している。少子化の原因を論じた「結婚の条件」、「松田聖子論」など著書多数。

豊島区男女共同参画都市宣言 記念週間ロビー展示

2月10日(木)～24日(木) 午前8時30分～午後5時15分
(10日は午前9時から、24日は午後1時まで)
区役所本庁舎1階ロビー
◇エポック10登録団体の活動紹介と、女性と仕事との関係を紹介。立教大学フェアトレードパートナーによる、フェアトレード(公正な条件下での国際貿易)に関するパネルも展示。
※「男女共同参画都市宣言」…平成14年に採択された宣言。性別などの違いに関わりなく、その人らしく暮らしていけるまちの実現の決意表明となっている。

ご意見をお寄せください!

「みどりの基本計画」改定案

公園園地課緑化推進グループ
☎3981-4908、☎3981-1008、☎A0023700@city.toshima.lg.jp

この計画(案)は、みどりの保全と推進について定めた、みどりの総合的な計画です。

区では、平成13年3月に「豊島区みどりと広場の基本計画」を策定し、みどりのまちづくりに取り組んできました。計画策定から10年が経過し、みどりを取り巻く環境は大きく変わりました。

本改定では、日本一の高密度都市である豊島区として、独自の緑化環境を整備し、誰もが快適に過ごせる都市づくりを目指し、緑化を推進することを目的としています。

この計画(案)について、パブリックコメント(意見公募手続)制度に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きします。

◇計画期間…平成23～32年度
◇将来像…「みどりのネットワークを形成する環境のまち」を目指します。

◇施策体系の概要…①みどりのネットワークを作る、②日常生活でふれあえるみどりを広げる、③みどりをみんなでつくり・育て・考える、④拠点となるみどりを増やす、⑤地域の人々に愛され、親しまれる公園を育てる

◇計画(案)の構成…
・第一章/計画策定の考え方
・第二章/みどりの現状と課題
・第三章/みどりの将来像と基本目標
・第四章/計画推進に向けた施策
・第五章/計画推進の方策

「平成23年度食品衛生監視指導計画(案)」策定

圃池袋保健所食品衛生担当係
☎3987-4177、☎3981-5452、☎A0017000@city.toshima.lg.jp

この計画(案)について、パブリックコメント(意見公募手続)制度に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きします。

◇計画(案)の概要

- ・第1章「目的」…食品などに起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保する。
- ・第2章「実施期間」…平成23年4月1日～平成24年3月31日
- ・第3章「監視指導の実施体制および他機関との連携」…池袋保健所食品衛生監視員が実施し、必要に応じて関係機関とも連携。
- ・第4章「主な監視指導事業」…食中毒対策、違反・苦情食品対策、広域流通食品対策、輸入食品対策、残留農薬対策、適正な食品表示対策、食肉の衛生対策、臨時・移動営業者対策、行事における衛生確保、学校祭などの飲食物取扱い者に対する普及啓発について実施。

- ・第5章「試験検査機関の実施体制」…監視指導に係る試験検査は、食品衛生担当係および登録検査機関で、食中毒などの試験検査は、東京都健康安全研究センターで実施。
- ・第6章「立入検査および収去検査」…日常的な立入検査に加え、一斉立入検査、食品の収去(抜き取り)検査を実施。違反食品などの発見時は、都と連携して立入検査を実施し、必要に応じて食品・原材料の収去検査を実施。
- ・第7章「不利益処分等」
- ・第8章「食品等事業者による自主的な衛生管理の推進」
- ・第9章「区民・事業者・行政間の情報および意見の交換」
- ・第10章「食品衛生監視員の資質の向上」…技術の習得、研修参加など監視技術向上を図る。

これらの計画は、下記の場所で閲覧できます

- 「みどりの基本計画」改定案 全文
公園園地課、広報課、行政情報コーナー
- 平成23年度食品衛生監視指導計画(案) 全文
池袋保健所、行政情報コーナー、広報課

※いずれも区ホームページ(アドレス3面上部欄外参照)でも閲覧できます。

〈ご意見をお寄せください〉

便せんなどに、①ご意見②〒住所③氏名または団体名(代表者名)を記入して、各担当へ郵送してください。

■「みどりの基本計画」改定案…2月25日(必着)までに「公園園地課緑化推進グループ」(あと先3面上部欄外参照)へ。

■平成23年度食品衛生監視指導計画(案)…2月23日(必着)までに「〒170-0013 東池袋1-20-9 池袋保健所5階 食品衛生担当係」へ。

※いずれも直接各係窓口持参、ファクス、Eメールも可。個別に直接回答はしません。

「豊島区がん対策推進条例」が施行されます

がん対策・地域医療担当 ☎3987-4243

この条例は、区政の最重要課題である、がん対策を総合的に推進するため制定しました。

条例の制定にあたっては、パブリックコメント(意見公募手続)制度に基づき、区民の皆さんからご意見をお聴きしました。

- ◇条例の概要…
- ①がん対策を推進するにあつたての区および区民の責務、国・都・区内企業などとの連携
- ②がんの予防および早期発見の推進
- ③区民へのがんに関する情報提供
- ④受動喫煙による健康被害の防止のため、公共施設における禁煙・分煙
- ⑤がん患者が緩和ケアなどの必要な支援を受けながら生活できる、地域医療連携体制の整備

「豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」が施行されます

環境美化係 ☎3981-2690

この条例は、路上喫煙、ポイ捨てなどを防止し、安全で快適な都市空間の確保と環境美化を促進するため、旧豊島区空き缶等の投げ捨て防止に関する条例の一部改正し、条例名を改めたものです。

条例の制定にあつたては、パブリックコメント(意見公募手続)制度に基づき、区民の皆さんからご意見をお聴きしました。

- ◇条例の概要…
- ①区内全域の公共の場所では、歩行喫煙を禁止
- ②公共の場所のうち、道路上においては、路上喫煙禁止(吸い殻入れのある場所を除く)
- ③喫煙者は、他人の身体及び財産に被害を生じさせないよう配慮する責務を規定
- ④吸い殻入れ設置者及び管理者には、適正な維持管理を行なうとともに、設置に関して前記③の配慮について規定

- ⑥区のがん対策を計画的に推進するためのがん対策推進計画策定
- ⑦がん患者およびその家族の支援に必要な情報提供など
- ⑧がん対策の施策を計画的に実施するために必要な財政上の措置
- ◇施行日：平成23年4月1日(金)

●閲覧できます

区民の皆さんから寄せられたご意見に対する区の方および条例全文は、がん対策担当課、長崎健康相談所、行政情報コーナー、区民事務所、区民ひろば、図書館、広報課、区ホームページ(アドレス3面上部欄外参照)で閲覧できます。

●閲覧できます

区民の皆さんから寄せられたご意見に対する区の方および条例全文は、環境課、行政情報コーナー、区民事務所、区民ひろば、図書館、広報課、区ホームページ(アドレス3面上部欄外参照)で閲覧できます。



考えよう みんなの健康と医療費



国民健康保険に加入している方の、平成22年5月分までの医療費についてお知らせします。国民健康保険で医療機関にかかったとき、医療費総額の1/3割は自分で支払いますが、残りの7/9割相当額は、保険者である豊島区が医療機関に支払っています。医療機関に支払われる医療費の総額を知るとともに、健康の大切さを考えるきっかけにしたいため、加入者の方が診療を受けた内容を世帯主あてにお知らせします。これは診療を受けた内容を確認していただくものですので、手続きなどの必要はありません。

発送は2月中旬の予定です。
国民健康保険課給付グループ
☎3981-1297

機能回復助成事業の調査を実施します

現在、機能回復受術(マッサージ)券を受け取られている皆さんに往復はがきによる調査を実施します。ご協力をお願いします。
※はがきは1月末に送付予定です。
☎3981-1963
国民健康福祉センター管理係

東京都都市整備局 環状第5の1号線の都市計画変更案の縦覧および意見書の提出

●縦覧と意見書の提出期間…
1月26日(水)～2月9日(水)(必着)
◇縦覧場所：当局都市計画課および区都市計画課
◇意見書の提出方法：当局都市計画課「〒163-8001 新宿区西新宿2の8の1」へ郵送可持参。
◇当局都市計画課 ☎5388-3225、区都市計画課 ☎3981-2398

住民基本台帳カード交付申請手続き時の本人確認を徹底します

豊島区民交通傷害保険のご案内

平成23年2月1日から、住民基本台帳カード交付申請手続き時の本人確認方法を一部変更します。なりすましによる住民基本台帳カードの不正取得を防止することが目的です。

本人確認書類の種類により、即日交付できる場合と、後日窓口で交付する場合があります。手続方法や必要書類の詳細は、問い合わせてください。

即日交付できる本人確認書類

- ①「ICチップが組み込まれた運転免許証」※ICチップが組み込まれた運転免許証は、暗証番号の照合が必要です。
- ②「ICチップが組み込まれていない運転免許証」「旅券」「身体障害者手帳」「療育手帳(愛の手帳)」「精神障がい者保健福祉手帳」のいずれか1点に加え、「健康保険の被保険者証」など他の本人確認書類1点を持参。

後日交付する場合の本人確認書類

- 申請時：「健康保険の被保険者証」「各府年金証書」などの本人確認書類2点を持参。
- 交付時：本人確認書類2点と「照会書」(区から簡易書留郵便で送付したものを)を持参。

豊島区の国民健康保険に加入している18歳以上の方へ「税の申告」をお願いします

国民健康保険料は、所得金額をもとに計算します。一人以上の世帯では、世帯全員の申告が必要です。収入がない方や少ない方も必ず申告してください。

なお、給与所得のみで住民税を給与から天引きされている方、豊島区に住民税の申告をしている方(確定申告を含む)の扶養控除の適用を受けている方は、申告する必要はありません。

◆申告先：平成23年1月1日現在、住民登録・外国人登録をしていない区市町村の税務担当課へ、住民税の申告をしてください。申告期間は2月16日～3月15日です。平成23年1月2日以降に来日した方は国民健康保険料へ「豊島区国民健康保険料に関する申告書」を提出してください。

千川小学校跡地の整備計画検討経過の説明会を開催します

1月30日(日)午後1時30分から 旧千川小学校1階理科室
千川小学校跡地は「未来戦略推進プラン2010」において、「公園、特別養護老人ホーム、保育園等の整備を検討する一事業」としています。

区議会第1回定例会を開会します

◆会期：2月10日(水)～3月16日(水)
◆一般質問：2月15日(水)・16日(木)
◆常任委員会
◆総務・市民厚生委員会
◆都市整備・子ども文教委員会
◆都市整備・子ども文教委員会
◆都市整備・子ども文教委員会

食品衛生推進員募集

食品など事業者の自主管理および区が行なう食品の安全確保事業の推進に協力できる方。

- ◆応募資格：平成23年4月1日現在、区内に在住または在勤で、食品衛生の向上に熱意と識見がある方。
- ◆活動内容：年5～6回の会議や行事に出席(1回2～4時間)
- ◆謝礼：年額1万2千円(税・交通費含む)
- ◆委嘱：4月以降委嘱予定、任期2年
- ◆募集人数：若干名
- ◆選考：1次/書類、2次/面接
- ◆履歴書(写真貼付)を、3月4日までに「池袋保健所食品衛生担当係」へ持参。
- ◆担当係 ☎3987-4177

高齢者就職面接会

2月14日(月)午後1～4時(30分前まで受付) 区民センター1階総合展示場
60歳以上の方の履歴書(職務経歴書)持参後複数社面接希望の方は、複数社参加企業：10社※ハローワーク池袋ホームページ <http://www.tokyo-hallwork.go.jp/seeker/index.html>で参加企業を公開当日直接会場へ。
☎3987-8609(音声案内34番) 商工係 ☎5992-7089、☎5992-7088、☎A002909@city.toshima.lg.jp

「豊島区議会議員・区長選挙立候補予定者説明会」の開催

4月24日執行の豊島区議会議員選挙及び豊島区長選挙に立候補を予定している方への説明会を開催します。
◆日時：2月3日(水)午後1時30分から
◆会場：区民センター4階 第3・4・5会議室
※会場の都合などにより、出席者は立候補予定者につき2名までとさせていただきます。車の来場は遠慮してください。

官公署たより

東京都住宅供給公社

◆募集内容：①家族用(ポイント方式)※一人親、高齢者、心身障害者、多子、車椅子利用者世帯などに限る②單身者向・シングルバービー
◆募集案内：2月1日(火)～10日(木)に区住宅課・東・西区民事務所、東・西保健福祉センター、図書館、当公社目白窓口センター(目白2の1の1 目白NTビル5階)などで配布
◆担当公社募集センター ☎0570-010810(募集期間中)、☎3498-8894(募集期間外)

募集

介護相談員

◆介護保険施設を訪問し、相談や意見などを聞いて、介護サービスの改善や円滑な提供を図る①～④すべてに該当する方。①平成23年4月1日現在、40歳以上65歳未満②区内在住③平日昼間に活動できる④3月4日程度⑤程度実施する研修(3月上旬に20時間程度実施)を終了できる※本区が委嘱している各種モニター、委員または介護サービス事業所に勤務している方は不可⑥謝礼：月額9千500円(税・交通費込み)⑦任期：4月の委嘱日より平成24年3月末日(更新あり)⑧若干名⑨1月25日～2月7日の間に履歴書(写真貼付)と作文(400字程度の応募動機を「介護保険相談グループ」へ本人が持参※郵送不可)⑩選考：作文・面接(2月9日か10日)。結果は2月25日までに通知※提出書類は返却不可。

介護保険相談グループ

◆1月13日(火)2時～午後4時
◆1月18日(日)10時～午後4時
◆1月23日(金)10時～午後4時
◆1月28日(水)10時～午後4時
◆2月2日(日)10時～午後4時
◆2月7日(金)10時～午後4時
◆2月12日(水)10時～午後4時
◆2月17日(日)10時～午後4時
◆2月22日(金)10時～午後4時
◆2月27日(水)10時～午後4時
◆3月3日(日)10時～午後4時
◆3月8日(金)10時～午後4時
◆3月13日(水)10時～午後4時
◆3月18日(日)10時～午後4時
◆3月23日(金)10時～午後4時
◆3月28日(水)10時～午後4時
◆4月2日(日)10時～午後4時
◆4月7日(金)10時～午後4時
◆4月12日(水)10時～午後4時
◆4月17日(日)10時～午後4時
◆4月22日(金)10時～午後4時
◆4月27日(水)10時～午後4時
◆5月2日(日)10時～午後4時
◆5月7日(金)10時～午後4時
◆5月12日(水)10時～午後4時
◆5月17日(日)10時～午後4時
◆5月22日(金)10時～午後4時
◆5月27日(水)10時～午後4時
◆6月1日(日)10時～午後4時
◆6月6日(金)10時～午後4時
◆6月11日(水)10時～午後4時
◆6月16日(日)10時～午後4時
◆6月21日(金)10時～午後4時
◆6月26日(水)10時～午後4時
◆7月1日(日)10時～午後4時
◆7月6日(金)10時～午後4時
◆7月11日(水)10時～午後4時
◆7月16日(日)10時～午後4時
◆7月21日(金)10時～午後4時
◆7月26日(水)10時～午後4時
◆8月1日(日)10時～午後4時
◆8月6日(金)10時～午後4時
◆8月11日(水)10時～午後4時
◆8月16日(日)10時～午後4時
◆8月21日(金)10時～午後4時
◆8月26日(水)10時～午後4時
◆9月1日(日)10時～午後4時
◆9月6日(金)10時～午後4時
◆9月11日(水)10時～午後4時
◆9月16日(日)10時～午後4時
◆9月21日(金)10時～午後4時
◆9月26日(水)10時～午後4時
◆10月1日(日)10時～午後4時
◆10月6日(金)10時～午後4時
◆10月11日(水)10時～午後4時
◆10月16日(日)10時～午後4時
◆10月21日(金)10時～午後4時
◆10月26日(水)10時～午後4時
◆11月1日(日)10時～午後4時
◆11月6日(金)10時～午後4時
◆11月11日(水)10時～午後4時
◆11月16日(日)10時～午後4時
◆11月21日(金)10時～午後4時
◆11月26日(水)10時～午後4時
◆12月1日(日)10時～午後4時
◆12月6日(金)10時～午後4時
◆12月11日(水)10時～午後4時
◆12月16日(日)10時～午後4時
◆12月21日(金)10時～午後4時
◆12月26日(水)10時～午後4時
◆1月1日(日)10時～午後4時
◆1月6日(金)10時～午後4時
◆1月11日(水)10時～午後4時
◆1月16日(日)10時～午後4時
◆1月21日(金)10時～午後4時
◆1月26日(水)10時～午後4時
◆2月1日(日)10時～午後4時
◆2月6日(金)10時～午後4時
◆2月11日(水)10時～午後4時
◆2月16日(日)10時～午後4時
◆2月21日(金)10時～午後4時
◆2月26日(水)10時～午後4時
◆3月1日(日)10時～午後4時
◆3月6日(金)10時～午後4時
◆3月11日(水)10時～午後4時
◆3月16日(日)10時～午後4時
◆3月21日(金)10時～午後4時
◆3月26日(水)10時～午後4時
◆4月1日(日)10時～午後4時
◆4月6日(金)10時～午後4時
◆4月11日(水)10時～午後4時
◆4月16日(日)10時～午後4時
◆4月21日(金)10時～午後4時
◆4月26日(水)10時～午後4時
◆5月1日(日)10時～午後4時
◆5月6日(金)10時～午後4時
◆5月11日(水)10時～午後4時
◆5月16日(日)10時～午後4時
◆5月21日(金)10時～午後4時
◆5月26日(水)10時～午後4時
◆6月1日(日)10時～午後4時
◆6月6日(金)10時～午後4時
◆6月11日(水)10時～午後4時
◆6月16日(日)10時～午後4時
◆6月21日(金)10時～午後4時
◆6月26日(水)10時～午後4時
◆7月1日(日)10時～午後4時
◆7月6日(金)10時～午後4時
◆7月11日(水)10時～午後4時
◆7月16日(日)10時～午後4時
◆7月21日(金)10時～午後4時
◆7月26日(水)10時～午後4時
◆8月1日(日)10時～午後4時
◆8月6日(金)10時～午後4時
◆8月11日(水)10時～午後4時
◆8月16日(日)10時～午後4時
◆8月21日(金)10時～午後4時
◆8月26日(水)10時～午後4時
◆9月1日(日)10時～午後4時
◆9月6日(金)10時～午後4時
◆9月11日(水)10時～午後4時
◆9月16日(日)10時～午後4時
◆9月21日(金)10時～午後4時
◆9月26日(水)10時～午後4時
◆10月1日(日)10時～午後4時
◆10月6日(金)10時～午後4時
◆10月11日(水)10時～午後4時
◆10月16日(日)10時～午後4時
◆10月21日(金)10時～午後4時
◆10月26日(水)10時～午後4時
◆11月1日(日)10時～午後4時
◆11月6日(金)10時～午後4時
◆11月11日(水)10時～午後4時
◆11月16日(日)10時～午後4時
◆11月21日(金)10時～午後4時
◆11月26日(水)10時～午後4時
◆12月1日(日)10時～午後4時
◆12月6日(金)10時～午後4時
◆12月11日(水)10時～午後4時
◆12月16日(日)10時～午後4時
◆12月21日(金)10時～午後4時
◆12月26日(水)10時～午後4時
◆1月1日(日)10時～午後4時
◆1月6日(金)10時～午後4時
◆1月11日(水)10時～午後4時
◆1月16日(日)10時～午後4時
◆1月21日(金)10時～午後4時
◆1月26日(水)10時～午後4時
◆2月1日(日)10時～午後4時
◆2月6日(金)10時～午後4時
◆2月11日(水)10時～午後4時
◆2月16日(日)10時～午後4時
◆2月21日(金)10時～午後4時
◆2月26日(水)10時～午後4時
◆3月1日(日)10時～午後4時
◆3月6日(金)10時～午後4時
◆3月11日(水)10時～午後4時
◆3月16日(日)10時～午後4時
◆3月21日(金)10時～午後4時
◆3月26日(水)10時～午後4時
◆4月1日(日)10時～午後4時
◆4月6日(金)10時～午後4時
◆4月11日(水)10時～午後4時
◆4月16日(日)10時～午後4時
◆4月21日(金)10時～午後4時
◆4月26日(水)10時～午後4時
◆5月1日(日)10時～午後4時
◆5月6日(金)10時～午後4時
◆5月11日(水)10時～午後4時
◆5月16日(日)10時～午後4時
◆5月21日(金)10時～午後4時
◆5月26日(水)10時～午後4時
◆6月1日(日)10時～午後4時
◆6月6日(金)10時～午後4時
◆6月11日(水)10時～午後4時
◆6月16日(日)10時～午後4時
◆6月21日(金)10時～午後4時
◆6月26日(水)10時～午後4時
◆7月1日(日)10時～午後4時
◆7月6日(金)10時～午後4時
◆7月11日(水)10時～午後4時
◆7月16日(日)10時～午後4時
◆7月21日(金)10時～午後4時
◆7月26日(水)10時～午後4時
◆8月1日(日)10時～午後4時
◆8月6日(金)10時～午後4時
◆8月11日(水)10時～午後4時
◆8月16日(日)10時～午後4時
◆8月21日(金)10時～午後4時
◆8月26日(水)10時～午後4時
◆9月1日(日)10時～午後4時
◆9月6日(金)10時～午後4時
◆9月11日(水)10時～午後4時
◆9月16日(日)10時～午後4時
◆9月21日(金)10時～午後4時
◆9月26日(水)10時～午後4時
◆10月1日(日)10時～午後4時
◆10月6日(金)10時～午後4時
◆10月11日(水)10時～午後4時
◆10月16日(日)10時～午後4時
◆10月21日(金)10時～午後4時
◆10月26日(水)10時～午後4時
◆11月1日(日)10時～午後4時
◆11月6日(金)10時～午後4時
◆11月11日(水)10時～午後4時
◆11月16日(日)10時～午後4時
◆11月21日(金)10時～午後4時
◆11月26日(水)10時～午後4時
◆12月1日(日)10時～午後4時
◆12月6日(金)10時～午後4時
◆12月11日(水)10時～午後4時
◆12月16日(日)10時～午後4時
◆12月21日(金)10時～午後4時
◆12月26日(水)10時～午後4時
◆1月1日(日)10時～午後4時
◆1月6日(金)10時～午後4時
◆1月11日(水)10時～午後4時
◆1月16日(日)10時～午後4時
◆1月21日(金)10時～午後4時
◆1月26日(水)10時～午後4時
◆2月1日(日)10時～午後4時
◆2月6日(金)10時～午後4時
◆2月11日(水)10時～午後4時
◆2月16日(日)10時～午後4時
◆2月21日(金)10時～午後4時
◆2月26日(水)10時～午後4時
◆3月1日(日)10時～午後4時
◆3月6日(金)10時～午後4時
◆3月11日(水)10時～午後4時
◆3月16日(日)10時～午後4時
◆3月21日(金)10時～午後4時
◆3月26日(水)10時～午後4時
◆4月1日(日)10時～午後4時
◆4月6日(金)10時～午後4時
◆4月11日(水)10時～午後4時
◆4月16日(日)10時～午後4時
◆4月21日(金)10時～午後4時
◆4月26日(水)10時～午後4時
◆5月1日(日)10時～午後4時
◆5月6日(金)10時～午後4時
◆5月11日(水)10時～午後4時
◆5月16日(日)10時～午後4時
◆5月21日(金)10時～午後4時
◆5月26日(水)10時～午後4時
◆6月1日(日)10時～午後4時
◆6月6日(金)10時～午後4時
◆6月11日(水)10時～午後4時
◆6月16日(日)10時～午後4時
◆6月21日(金)10時～午後4時
◆6月26日(水)10時～午後4時
◆7月1日(日)10時～午後4時
◆7月6日(金)10時～午後4時
◆7月11日(水)10時～午後4時
◆7月16日(日)10時～午後4時
◆7月21日(金)10時～午後4時
◆7月26日(水)10時～午後4時
◆8月1日(日)10時～午後4時
◆8月6日(金)10時～午後4時
◆8月11日(水)10時～午後4時
◆8月16日(日)10時～午後4時
◆8月21日(金)10時～午後4時
◆8月26日(水)10時～午後4時
◆9月1日(日)10時～午後4時
◆9月6日(金)10時～午後4時
◆9月11日(水)10時～午後4時
◆9月16日(日)10時～午後4時
◆9月21日(金)10時～午後4時
◆9月26日(水)10時～午後4時
◆10月1日(日)10時～午後4時
◆10月6日(金)10時～午後4時
◆10月11日(水)10時～午後4時
◆10月16日(日)10時～午後4時
◆10月21日(金)10時～午後4時
◆10月26日(水)10時～午後4時
◆11月1日(日)10時～午後4時
◆11月6日(金)10時～午後4時
◆11月11日(水)10時～午後4時
◆11月16日(日)10時～午後4時
◆11月21日(金)10時～午後4時
◆11月26日(水)10時～午後4時
◆12月1日(日)10時～午後4時
◆12月6日(金)10時～午後4時
◆12月11日(水)10時～午後4時
◆12月16日(日)10時～午後4時
◆12月21日(金)10時～午後4時
◆12月26日(水)10時～午後4時
◆1月1日(日)10時～午後4時
◆1月6日(金)10時～午後4時
◆1月11日(水)10時～午後4時
◆1月16日(日)10時～午後4時
◆1月21日(金)10時～午後4時
◆1月26日(水)10時～午後4時
◆2月1日(日)10時～午後4時
◆2月6日(金)10時～午後4時
◆2月11日(水)10時～午後4時
◆2月16日(日)10時～午後4時
◆2月21日(金)10時～午後4時
◆2月26日(水)10時～午後4時
◆3月1日(日)10時～午後4時
◆3月6日(金)10時～午後4時
◆3月11日(水)10時～午後4時
◆3月16日(日)10時～午後4時
◆3月21日(金)10時～午後4時
◆3月26日(水)10時～午後4時
◆4月1日(日)10時～午後4時
◆4月6日(金)10時～午後4時
◆4月11日(水)10時～午後4時
◆4月16日(日)10時～午後4時
◆4月21日(金)10時～午後4時
◆4月26日(水)10時～午後4時
◆5月1日(日)10時～午後4時
◆5月6日(金)10時～午後4時
◆5月11日(水)10時～午後4時
◆5月16日(日)10時～午後4時
◆5月21日(金)10時～午後4時
◆5月26日(水)10時～午後4時
◆6月1日(日)10時～午後4時
◆6月6日(金)10時～午後4時
◆6月11日(水)10時～午後4時
◆6月16日(日)10時～午後4時
◆6月21日(金)10時～午後4時
◆6月26日(水)10時～午後4時
◆7月1日(日)10時～午後4時
◆7月6日(金)10時～午後4時
◆7月11日(水)10時～午後4時
◆7月16日(日)10時～午後4時
◆7月21日(金)10時～午後4時
◆7月26日(水)10時～午後4時
◆8月1日(日)10時～午後4時
◆8月6日(金)10時～午後4時
◆8月11日(水)10時～午後4時
◆8月16日(日)10時～午後4時
◆8月21日(金)10時～午後4時
◆8月26日(水)10時～午後4時
◆9月1日(日)10時～午後4時
◆9月6日(金)10時～午後4時
◆9月11日(水)10時～午後4時
◆9月16日(日)10時～午後4時
◆9月21日(金)10時～午後4時
◆9月26日(水)10時～午後4時
◆10月1日(日)10時～午後4時
◆10月6日(金)10時～午後4時
◆10月11日(水)10時～午後4時
◆10月16日(日)10時～午後4時
◆10月21日(金)10時～午後4時
◆10月26日(水)10時～午後4時
◆11月1日(日)10時～午後4時
◆11月6日(金)10時～午後4時
◆11月11日(水)10時～午後4時
◆11月16日(日)10時～午後4時
◆11月21日(金)10時～午後4時
◆11月26日(水)10時～午後4時
◆12月1日(日)10時～午後4時
◆12月6日(金)10時～午後4時
◆12月11日(水)10時～午後4時
◆12月16日(日)10時～午後4時
◆12月21日(金)10時～午後4時
◆12月26日(水)10時～午後4時
◆1月1日(日)10時～午後4時
◆1月6日(金)10時～午後4時
◆1月11日(水)10時～午後4時
◆1月16日(日)10時～午後4時
◆1月21日(金)10時～午後4時
◆1月26日(水)10時～午後4時
◆2月1日(日)10時～午後4時
◆2月6日(金)10時～午後4時
◆2月11日(水)10時～午後4時
◆2月16日(日)10時～午後4時
◆2月21日(金)10時～午後4時
◆2月26日(水)10時～午後4時
◆3月1日(日)10時～午後4時
◆3月6日(金)10時～午後4時
◆3月11日(水)10時～午後4時
◆3月16日(日)10時～午後4時
◆3月21日(金)10時～午後4時
◆3月26日(水)10時～午後4時
◆4月1日(日)10時～午後4時
◆4月6日(金)10時～午後4時
◆4月11日(水)10時～午後4時
◆4月16日(日)10時～午後4時
◆4月21日(金)10時～午後4時
◆4月26日(水)10時～午後4時
◆5月1日(日)10時～午後4時
◆5月6日(金)10時～午後4時
◆5月11日(水)10時～午後4時
◆5月16日(日)10時～午後4時
◆5月21日(金)10時～午後4時
◆5月26日(水)10時～午後4時
◆6月1日(日)10時～午後4時
◆6月6日(金)10時～午後4時
◆6月11日(水)10時～午後4時
◆6月16日(日)10時～午後4時
◆6月21日(金)10時～午後4時
◆6月26日(水)10時～午後4時
◆7月1日(日)10時～午後4時
◆7月6日(金)10時～午後4時
◆7月11日(水)10時～午後4時
◆7月16日(日)10時～午後4時
◆7月21日(金)10時～午後4時
◆7月26日(水)10時～午後4時
◆8月1日(日)10時～午後4時
◆8月6日(金)10時～午後4時
◆8月11日(水)10時～午後4時
◆8月16日(日)10時～午後4時
◆8月21日(金)10時～午後4時
◆8月26日(水)10時～午後4時
◆9月1日(日)10時～午後4時
◆9月6日(金)10時～午後4時
◆9月11日(水)10時～午後4時
◆9月16日(日)10時～午後4時
◆9月21日(金)10時～午後4時
◆9月26日(水)10時～午後4時
◆10月1日(日)10時～午後4時
◆10月6日(金)10時～午後4時
◆10月11日(水)10時～午後4時
◆10月16日(日)10時～午後4時
◆10月21日(金)10時～午後4時
◆10月26日(水)10時～午後4時
◆11月1日(日)10時～午後4時
◆11月6日(金)10時～午後4時
◆11月11日(水)10時～午後4時
◆11月16日(日)10時～午後4時
◆11月21日(金)10時～午後4時
◆11月26日(水)10時～午後4時
◆12月1日(日)10時～午後4時
◆12月6日(金)10時～午後4時
◆12月11日(水)10時～午後4時
◆12月16日(日)10時～午後4時
◆12月21日(金)10時～午後4時
◆12月26日(水)10時～午後4時
◆1月1日(日)10時～午後4時
◆1月6日(金)10時～午後4時
◆1月11日(水)10時～午後4時
◆1月16日(日)10時～午後4時
◆1月21日(金)10時～午後4時
◆1月26日(水)10時～午後4時
◆2月1日(日)10時～午後4時
◆2月6日(金)10時～午後4時
◆2月11日(水)10時～午後4時
◆2月16日(日)10時～午後4時
◆2月21日(金)10時～午後4時
◆2月26日(水)10時～午後4時
◆3月1日(日)10時～午後4時
◆3月6日(金)10時～午後4時
◆3月11日(水)10時～午後4時
◆3月16日(日)10時～午後4時
◆3月21日(金)10時～午後4時
◆3月26日(水)10時～午後4時
◆4月1日(日)10時～午後4時
◆4月6日(金)10時～午後4時
◆4月11日(水)10時～午後4時
◆4月16日(日)10時～午後4時
◆4月21日(金)10時～午後4時
◆4月26日(水)10時～午後4時
◆5月1日(日)10時～午後4時
◆5月6日(金)10時～午後4時
◆5月11日(水)10時～午後4時
◆5月16日(日)10時～午後4時
◆5月21日(金)10時～午後4時
◆5月26日(水)10時～午後4時
◆6月1日(日)10時～午後4時
◆6月6日(金)10時～午後4時
◆6月11日(水)10時～午後4時
◆6月16日(日)10時～午後4時
◆6月21日(金)10時～午後4時
◆6月26日(水)10時～午後4時
◆7月1日(日)10時～午後4時
◆7月6日(金)10時～午後4時
◆7月11日(水)10時～午後4時
◆7月16日(日)10時～午後4時
◆7月21日(金)10時～午後4時
◆7月26日(水)10時～午後4時
◆8月1日(日)10時～午後4時
◆8月6日(金)10時～午後4時
◆8月11日(水)10時～午後4時
◆8月16日(日)10時～午後4時
◆8月21日(金)10時～午後4時
◆8月26日(水)10時～午後4時
◆9月1日(日)10時～午後4時
◆9月6日(金)10時～午後4時
◆9月11日(水)10時～午後4時
◆9月16日(日)10時～午後4時
◆9月21日(金)10時～午後4時
◆9月26日(水)10時～午後4時
◆10月1日(日)10時～午後4時
◆10月6日(金)10時～午後4時
◆10月11日(水)10時～午後4時
◆10月16日(日)10時～午後4時
◆10月21日(金)10時～午後4時
◆10月26日(水)10時～午後4時
◆11月1日(日)10時～午後4時
◆11月6日(金)10時～午後4時
◆11月11日(水)10時～午後4時
◆11月16日(日)10時～午後4時
◆11月21日(金)10時～午後4時
◆11月26日(水)10時～午後4時
◆12月1日(日)10時～午後4時
◆12月6日(金)10時～午後4時
◆12月11日(水)10時～午後4時
◆12月16日(日)10時～午後4時
◆12月21日(金)10時～午後4時
◆12月26日(水)10時～午後4時
◆1月1日(日)10時～午後4時
◆1月6日(金)10時～午後4時
◆1月11日(水)10時～午後4時
◆1月16日(日)10時～午後4時
◆1月21日(金)10時～午後4時
◆1月26日(水)10時～午後4時
◆2月1日(日)10時～午後4時
◆2月6日(金)10時～午後4時
◆2月11日(水)10時～午後4時
◆2月16日(日)10時～午後4時
◆2月21日(金)10時～午後4時
◆2月26日(水)10時～午後4時
◆3月1日(日)10時～午後4時
◆3月6日(金)10時～午後4時
◆3月11日(水)10時～午後4時
◆3月16日(日)10時～午後4時
◆3月21日(金)10時～午後4時
◆3月26日(水)10時～午後4時
◆4月1日(日)10時～午後4時
◆4月6日(金)10時～午後4時
◆4月11日(水)10時～午後4時
◆4月16日(日)10時～午後4時
◆4月21日(金)10時～午後4時
◆4月26日(水)10時～午後4時
◆5月1日(日)10時～午後4時
◆5月6日(金)10時～午後4時
◆5月11日(水)10時～午後4時
◆5月16日(日)10時～午後4時
◆5月21日(金)10時～午後4時
◆5月26日(水)10時～午後4時
◆6月1日(日)10時～午後4時
◆6月6日(金)10時～午後4時
◆6月11日(水)10時～午後4時
◆6月16日(日)10時～午後4時
◆6月21日(金)10時～午後4時
◆6月

てお早めに!

窓口が大変混雑します。所得税の還付申告は、
で受け付け中です。必要書類などを確認しましょう。

- 必要書類など
- 事業者の方…決算書・収支内訳書など
所得金額の計算ができる書類
 - 給与・年金の収入のあった方…
源泉徴収票
 - 国民年金保険料などの支払い証明書・
生命保険料控除証明書・住宅借入金等
特別控除の必要書類など
 - 印鑑

還付金詐欺にご注意ください!!

役所の職員を装った「税金の還付金があるから、
携帯電話を持ってATMに行ってください」
「口座番号を教えてください」などの電話は詐欺です!
すぐに110番を!

目白・巣鴨・池袋警察署
治安対策担当課 ☎3981-1433



会・相談会開催

豊島区税務署 ☎3984-2171
※電話は自動音声で受付。用件に応じて担当者がこたえます。

のための還付申告書作成説明会

アドバイスを行いません。 ※下記注意事項1、3、4参照
いずれも
◇午前9時～正午(受付は午前11時30分まで)
◇午後1～4時(受付は午後3時30分まで)

方などのための無料申告相談会

あります。 ※下記注意事項2、3、4参照
プラザ(平日のみ)
午後3時30分まで) ◇午後1～4時(受付は午後3時30分まで)

ご遠慮ください。 ※2:譲渡所得のある方や相談内容が複雑な
種類などのほか源泉徴収票などの添付書類、印鑑、および平成
23年度の方は「確定申告関係書類封筒」一式などを持参してくださ
方は持参してください。



良になります

後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象になります

☎3981-1295、介護保険料…資格賦課グループ ☎3981-1337、
医療担当 ☎3981-1937
か、公的年金などの源泉徴収票のいずれかで、確認してください(40～64歳の方の
中に含まれています)。
納付されている方は、各担当に問い合わせください。

控除の対象になります

※失などによる再発行…専用ダイヤル☎0570-070-117へ(IP電話から
池袋年金事務所国民年金課☎3988-6011
書提出の際に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(以下「控除証明書」)」な

1日～9月30日までに保険料を納付した方には、平成22年11月に日本年金機構か
31日までの間に初めて保険料を納付した方には、2月上旬に送付予定。

い高齢者のかたの障害者控除について

81-2031
は、身体障害者手帳や愛の手帳を所持していなくても、所得税・住民税の障害者控
認定基準を満たす方には認定書を発行します。なお、その状態が確認できれば5

住民税の申告

豊島区税務課区民税調整係、
区民税第1・2係 ☎3981-1111
内線 2325、2321、2314

下記の方を除き、収入があった方も、なかった方も、平成23年1月1日現在にお住まいの区市町村に、昨年(1
～12月)の収入状況を申告してください(申告書は2月上旬に送付予定)。
※税の申告は、国民健康保険料の算定・各種手当の受給など、行政サービスの大切な基礎資料になりま
す。申告により、扶養・社会保険料・医療費などの控除が受けられます。また、所得証明の発行もできます。

申告をしなくてもよい方

- 住民税が給与から引かれている方
- 豊島区に住んでいる親族の方の確定申告書・給与支払報告書などで、扶養親族となっている方など
- 税務署に所得税の確定申告をする方※確定申告書には住民税に関する事項がありますので、記入漏れに
注意してください。不備があると、住民税が正しく計算されない場合があります

都税の申告

豊島都税事務所 ☎3981-1211(代)

個人事業者の方の個人事業税の申告期限は3月15日(火)です

- 申告が必要な方…前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業者
※所得税の確定申告書を提出した方は、個人事業税の申告は必要ありません。

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

- 申告が必要な方…平成23年1月1日現在、償却資産(土地、家屋以外の事業用資産)を所有している方
- 申告期限…平成23年1月31日(月)

償却資産の申告には、電子申告が利用できます

eLTAXホームページ <http://www.eltax.jp/>
☎ヘルプデスク(午前8時30分～午後9時まで※平日のみ)…☎0570-081459
IP電話・PHSから…☎03-5765-7234



Q パート収入・公的年金収入と税

私はパート収入がありますが、夫の扶養家族になっています。
税金がかからないのは、収入がいくらまでですか?

& A 100万円以下なら、所得税も住民税もかかりませんし、
扶養家族にもなれます。

給与収入のみの場合

	収入金額(年間)	課税・非課税の別		扶養控除・配偶者控除
		所得税	住民税	
パート (給与) 収入	100万円以下	非課税	非課税	扶養等控除対象になる
	100万円を超え 103万円まで	非課税	課税	扶養等控除対象になる
	103万円を超える	課税	課税	扶養等控除対象にならない

公的年金(雑所得)のみの場合

	収入金額(年間)	課税・非課税の別		扶養控除・配偶者控除	
		所得税	住民税		
公的年金収入	65歳未満	105万円以下	非課税	扶養等控除対象になる	
		105万円を超え 108万円まで	非課税	課税	扶養等控除対象になる
		108万円を超える	課税	課税	扶養等控除対象にならない
	65歳以上	155万円以下	非課税	非課税	扶養等控除対象になる
		155万円を超え 158万円まで	非課税	課税	扶養等控除対象になる
		158万円を超える	課税	課税	扶養等控除対象にならない

*給与収入と公的年金の両方がある場合は、それぞれの所得を計算し、その合計所得金額で判定します。

所得税

住民税 事業税

税の申告は自分で書いて

申告期間 2月16日(水)～3月15日(火)

3月は所得税務署

所得税の確定申告

豊島税務署 ☎3984-2171

※電話は自動音声で受付。用件に応じて担当者がたえます。

① 来署申告

昨年(1～12月)中の所得状況を申告してください※車での来署はご遠慮ください。

② 国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で申告

所得税などの申告書や青色申告決算書などが作成でき、印刷後そのまま提出、またはe-Taxに直接送信もできます(贈与税を除く)

※記載漏れや誤りに注意してください。不備があると、還付手続きが遅れる場合や加算税などが賦課されることがあります。また、還付申告の必要書類(給与の源泉徴収票、住宅借入金等特別控除の必要書類など)の添付漏れに注意してください※詳しくはURL <http://www.nta.go.jp>参照。



確定申告による納付期限

所得税…3月15日(火) 消費税・地方消費税…3月31日(木)

納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

納税は安心して便利な口座振替を利用してください

平成22年分口座振替日 ※振替日の前日までに口座の残高を確認してください。

所得税…4月22日(金)

個人事業者の消費税・地方消費税…4月27日(水)



「パソコンによる確定申告センター」を開設

2月1日(火)～3月15日(火) 午前9時15分～午後5時(平日のみ)
アクアプラザ(新宿区西新宿6-5-1新宿アイランド地下1階)

確定申告の説明

※会場の混雑等により早めに受付を締め切る場合があります。

年金受給者および給与所得者

各会場とも、確定申告書を自分で作成するための

1月27日(木)・28日(金) 南大塚地域文化創造館

2月2日(水) 長崎第三区民集会所

2月3日(木) 千早地域文化創造館

2月4日(金) 駒込地域文化創造館

2月8日(火) 雑司が谷地域文化創造館

税理士による小規模事業者の

確定申告の相談・申告書の作成および受付を行う

2月16日(水)～3月15日(火) 生活産業

いずれも◇午前9時30分～正午(受付は午前11時)

◇注意事項…※1:年金・給与以外の収入がある方は、方はご遠慮ください。※3:来場の際には、確定申告書21年分を無料申告相談会場のパソコンで作成されたい。※4:「確定申告のおしらせがき」が送付された。



忘れずに申告を!

保険料・利用料は所得税や住民税の控除の対象

介護サービス費(介護保険の利用料)は医療費控除の対象になります

介護保険課給付グループ ☎3981-1387 ※控除の詳細は豊島税務署☎3984-2171へ。

サービス事業者が発行した領収証に記載されている医療費控除対象額を確認してください。

介護保険の高額介護サービス費が支給されている場合、高額介護サービス費を差し引いた額が対象となります。

対象となるサービス

●自己負担額的全額が医療費控除の対象となるもの…①訪問看護、②訪問リハビリテーション、③居宅療養管理指導、④通所リハビリテーション(食費を含む)、⑤短期入所療養介護(滞在費・食費を含む)、⑥介護老人保健施設(居住費・食費を含む)、⑦介護療養型医療施設(居住費・食費を含む) ※①～⑤は介護予防(要支援1・2)も対象。

●①～⑤のサービスと併せて利用した場合のみ対象となるもの…⑧訪問介護(生活援助中心型を除く)、夜間対応型訪問介護、⑨訪問入浴介護、⑩通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、⑪短期入所生活介護 ※⑧～⑪は介護予防(要支援1・2)も対象。

●自己負担額の2分の1が控除の対象となるもの…介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設(いずれも居住費・食費を含む)

●控除対象外…認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与 ※いずれも介護予防(要支援1・2)も含む

◆おむつ代について、所得税の医療費控除を受けられる方へ 介護保険課認定審査グループ ☎3981-1368

介護保険の認定を受けている方で、おむつ代について所得税の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代え、区が発行する「確認書」を申告に使用することができます。「確認書」は介護保険主治医意見書により、次の①②両項目に該当すると確認できる場合に発行します。◇①寝たきり状態にあること②尿失禁の発生可能性が「あり」となっていること※申請する方は事前に認定審査グループへ連絡してください。

国民健康保険料・介護保険料

国民健康保険料…課税収納グループ 後期高齢者医療保険料…後期高齢者医療保険料の収納済みのお知らせ 介護保険料は、加入している健康保険料 ※遺族年金、障害年金などから差し引き

国民年金保険料は社会保険料

控除証明書に関する問い合わせや紛失は☎03-6700-1130、その他全般…控除の適用を受ける場合には、税の申告が必要となります

●控除証明書の送付…①平成22年1月から送付済み、②平成22年10月1日～12月

障害者手帳などをお持ちでな

国民健康保険課地域ケア推進係 ☎39 65歳以上で、一定の障害状況にある方が受けられる制度があります。所定の年齢までさかのぼって認定します。

いけいけ!
**介護予防
ニュース**



高齢者福祉課介護予防係 ☎3981-1564
いつまでもイキイキと元気に暮らしていただくための、65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない方向けのご案内です。

介護予防講座「ストップ!尿もれ講座」

2月25日(金) 午後2時~3時30分 区民ひろば駒込
◇尿もれ予防法・予防体操など◇30名
☎電話で介護予防係☎3981-1564へ※先着順。

離乳食講習会

2月8日(火) 午後1時30分~3時 長崎健康相談所
◇口の機能の発達と虫歯予防・発達に合わせた食べ方と調理のポイント(お話と保護者のみ試食)◇離乳食開始~完了期食の赤ちゃんと保護者◇25組※要予約。先着順。
☎電話で当相談所栄養担当係☎3957-1191へ。



健康チャレンジ!対象事業

園保健事業係☎3987-4660

知ってチャレンジ!対象

「ビューティコンサート2011」

2月26日(出) 午後7時~8時45分 区民センター◇音楽を使ったリラックス健康法と癒しのコンサート◇第一部「美容から見たヘルスアート」、第二部「ヘルスアートコンサート」◇講師…ヘルスアートクリニックまもと院長/中原和彦氏、出演…下司 愉宇起氏(歌)、大島春生氏(ピアノ)、女声合唱団千早(合唱)◇200名◇2,000円◇プログラム提供…ビューティコンサート2010実行委員会
☎電話で「榊ハーモニーマ्यूジック」☎3478-2825へ。



中原和彦氏



下司 愉宇起氏



大島春生氏



女声合唱団 千早

やってチャレンジ!対象

「測定会に行こう!」

2月16日(水) 午後5時30分~8時30分 池袋保健所◇腕、脚、胸別の筋肉量・脂肪量を測定。体脂肪・BMIなどを算出し、「体型マップ」の中で「標準エリア」とどまれば50P、前回の測定から少しでも標準エリアに近づいた場合も50P差し上げます◇同時開催/血管年齢測定、禁煙チャレンジ!◇当日直接会場へ。



まだ間に合います!! 健康チャレンジ!

測定会当日はチャレンジカードを発行します。健康プログラムに参加して、豪華賞品が当たるお楽しみ抽選会に参加しませんか。20~74歳の方はぜひこの機会にカードを作りましょう。
※抽選会のお知らせは、「広報としま2月25日号」をご覧ください。

区民ひろば

節分の集い

当日直接各ひろばへ



区民ひろば高南第一

2月2日(水) 午後1時30分~3時◇出演…桂 平治◇抽選で桂師匠の色紙をプレゼント(若干名)
園当ひろば☎3988-8601

区民ひろば駒込

筋トレッチ体操とお話会

1月25日(火) 午前10時30分~正午◇講師…「筋トレッチ体操『としま未来へ』を広める会曾々隊」・「駒込キッズ」◇動きやすい服装で参加◇当日直接当ひろばへ。
園当ひろば☎3917-9873

区民ひろば朋有

歯・は・ハの話

2月2日(水) 午前11時~正午◇歯の大切さを学ぶ◇講師…池袋保健所歯科衛生士◇当日直接当ひろばへ。
園当ひろば☎5396-1057

区民ひろば椎名町

①「悪質商法にだまされないで!」…2月3日(木) 午後1時30分から◇節分の豆でお茶会も開催◇講師…消費生活相談員◇高齢者◇当日直接当ひろばへ。
②手作り教室「ちりめんのおひな様」…2月14日(月) 午前10時~正午◇15名◇700

区民ひろば高松

2月3日(木) 午前10時30分~11時30分◇「鬼」も登場。年男・年女みんなで豆まきを楽しむ
園当ひろば☎3973-0032

区民ひろば長崎

2月3日(木) 午後1時30分~3時30分◇年男・年女の皆さんによる豆まき◇出演…落語家/橋家竹蔵(真打)
園当ひろば☎3554-4411

区民ひろば椎名町

2月5日(土) 午後1時30分~3時◇年男・年女から福豆をもらう◇主催/当ひろば運営協議会
園当ひろば☎3950-3042

円(材料費) 費用を添えて事前に当ひろばへ※先着順。
園当ひろば☎3950-3042

区民ひろば富士見台

第5回 区民ひろば富士見台「祭典」

2月5日(土) 午前10時30分~午後3時30分◇舞台発表、喫茶、町会等参加団体出店など(一部有料)◇主催/当ひろば運営協議会◇当日直接当ひろばへ。
園当ひろば☎3950-6871

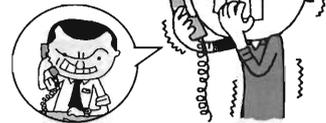
区民ひろば南池袋

**知って得する!!
尿もれ予防講座**

2月7日(月) 午前10時30分から◇体のしくみを知り、体操で尿もれを予防◇講師…介護予防運動指導員/金子文恵氏◇上履き持参◇当日直接当ひろばへ。
園当ひろば☎3984-5896

消費者のポケット

「ヤミ金」にご注意



ヤミ金業者の多くは、貸金業の登録を受けていない業者です。社会の深刻な不況を反映して、違法なヤミ金業者による被害が増えています。

事例1

「審査不要。融資します」というダイレクトメールが届いたので申し込むと、「他に借金があるので3万円しか融資できない。利息は10日で1万5,000円」と言われた。その後別業者から電話で同様の勧誘があり、返済に困っていたため了解したが、返済が遅れると脅迫的な催促をされた。金利が高すぎて返済できない。

事例2

サラ金数社からの借金が総額200万円ある。インターネットで「低金利で借金一本化のお手伝いをします」という広告を見て申し込んだ。「10万円ならすぐに融資できる」と言われたが、6万円しか振り込まれなかった。「4万円は手数料だ。10日ごとに利息として3万円を振り込むように」と言われたが、もう返せない。

●被害にあわないために

多重債務の人に「低金利」や「無審査」で融資するなどという、うまい話はありません。最初は感じのいい対応でも、返済ができなくなると「家族や勤務先に連絡するぞ」などと脅迫を受けたりします。甘い宣伝文句に絶対に騙されないように注意してください。昨年6月に改正貸金業法が全面施行され、借り入れ審査も厳しくなりましたが、安易にヤミ金に走ることは絶対にやめましょう。なお、登録貸金業者は金融庁のホームページで確認できます。

●サラ金、ヤミ金で困った時は

消費生活センターでは「としまヤミ金等被害対策弁護士ネットワーク」を結成し、連携して多重債務相談を行なっています。困った時はあきらめずにご相談ください。

園当センター相談専用 ☎3984-5515 (受付…平日午前10時~午後4時)

情報プラザ



イベント情報

富野由悠季監督 講演会 & 「機動戦士ガンダム」 劇場版3部作 (35mm) 上映会

①3月5日(出)…上映会 ②6日(出)…上映会 & 講演会「『機動戦士ガンダム』から考える未来の地球」
①②とも、午後1時開演 (30分前開場) 豊島公会堂◇1,000円 (2日間1セットのチケットを区民センターで販売中。高校生以下は800円) ◇全席自由
区民センター ☎3984-7601



富野監督

TOPIC!

第5回「社会貢献活動 見本市&交流会」

2月5日(出) 勤労福祉会館
①活動見本市…午前11時～午後5時◇社会貢献を目指すNPO法人やボランティア団体、CSR推進企業など約45団体の活動をパネル展示で紹介。「社会貢献活動をテーマとするシンポジウム」「各種パフォーマンス」「ミニ・セミナー」も同時開催。
②交流会 (両協議会主催) …午後5時30分～7時◇1,500円
①②とも◇当日直接会場へ※詳しく

は「としまNPO推進協議会」HP <http://toshima-npo.org/>参照◇主催/としまNPO推進協議会、豊島区区民活動センター運営協議会
区自治協働推進担当課 ☎3981-1674

区民集会室開放行事 「大人の午後のひととき・ Jazz LIVE」

2月6日(出) 午後1時30分～2時30分 (午後1時開場) 西池袋第二区民集会室◇ナカジマ・カオリグループによるジャズライブ◇当日直接会場へ。
区福祉ホームさくらんぼ ☎5396-9581、

障害者福祉施設支援グループ ☎3981-1786

きんぷく&フォーフェスタ2011



2月19日(出)・20日(出) 午前10時～午後4時 勤労福祉会館◇当会館や地域で活動している団体・サークルの作品展示 (陶芸、絵画など)、舞台発表 (マジック、コーラスなど)、体験教室、映画会、折り紙で「お雛さま」づくり、区民ひろばイベント、スタンブラリー (景品あり)、フェスタものしり検定、商店街による模擬店 (有料) など◇当日直接会場へ。
区自治協 ☎3980-3131

目白庭園「第15回赤鳥寄席」

2月27日(出) 午後2～4時 (午後1時30分開場) 赤鳥庵 (目白庭園内) ◇出演…桂 平治師匠◇100名 (未就学児は不可) ◇800円
往復はがきかファクス (記入例参照)。「第15回赤鳥寄席」参加希望と記入) で、2月15日 (必着) までに「〒171-0031 目白3-20-18 目白庭園」FAX 5996-4886へ※直接窓口申込みも可。電話申込み不可。先着順。
区自治協 ☎5996-4810

リサイクルフリーマーケット 出店者募集

3月6日(出) 午前11時～午後2時 中池袋公園 (豊島公会堂前) ※駐車場なし、雨天中止◇区内在住・在勤・在学の個人またはグループ※営業目的は不可◇募集数…40店舗 (1店舗面積1.8m×1.8m) ◇出店費用…1,000円◇主催/ハローフリーマーケット
往復はがき (記入例参照) で、2月21日 (必着) までに「〒171-0043 要町3-3-8 笈川」へ※一人 (1グループ) 1通のみ。応募者多数の場合は抽選。
区自治協 ☎3973-5824、リサイクル推進係 ☎3981-1629



区民センター (和室) の 利用料金を値下げします

4月利用分 (2月1日受付開始) からになります。机と椅子の利用も可能◇定員…40名
区自治協 ☎3984-7601



	新料金		旧料金	
	平日・休日	平日	平日	休日
午前	4,000円	5,800円	7,250円	
午後	5,500円	7,900円	9,870円	
夜間	7,000円	10,900円	13,620円	
全日	16,500円	22,200円	27,750円	

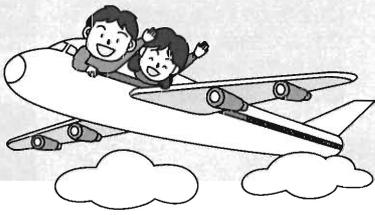


講演・講習 講座

消費生活講座 TOPIC!

「海外旅行の トラブル解消術 ～安全で楽しい旅行の知恵」

2月19日(出) 午後2～4時 生活産業プラザ8階多目的ホール◇海外旅行申込みの注意点、旅先での心得を学ぶ◇講師…東京都消費生活総合センター/上月とし子氏◇区内在住・在勤の方◇50名◇保育あり (要予約。1歳6か月以上の未就学児4名まで)
電話かファクス (記入例参照) で、2月8日までに消費生活センター ☎5992-7015、FAX 5992-7024へ※先着順。



家庭教育推進員 学習発表会 「対話で育てる子どもの自立」

2月11日(出) 午後1時30分～4時 区民センター6階文化ホール◇各区立小学校PTA会長から推薦された家庭教育推進員が、地域の教育力向上のために取り組んできた1年間の学習成果を発表◇200名◇保育あり (要予約。6か月以上の未就学児) ◇当日直接会場へ※資料・保育希望の方は問い合わせください。
区生涯学習グループ ☎3981-1189



家庭教育学級 (小学生コース) 子どもの可能性を伸ばす言葉 ～声かけをちょっと変えただけで驚くほど変わる～

2月17日(出) 午後2～5時 雑司が谷地域文化創造館◇コミュニケーショントレーニング◇講師…岸事務所代表・エグゼクティブコーチ/岸 英光氏◇50名
電話かファクスかEメール (記入例参照) で、2月10日までに「生涯学習グループ ☎3981-1189、FAX 3981-1577、Eメール A0014606@city.toshima.lg.jp」へ※先着順。

アトリエ村ボランティア 講習会 (全3回)

①講習・座談会…2月20日(出) 午後2時～4時30分
②現場体験…21日(出)～26日(出)の午前中2時間
③講義・感想交換…26日(出) 午後2～4時 いずれも、特別養護老人ホームアトリエ村 (長崎4-23-1) ◇10名
電話かファクス (記入例参照) で、2月15日までに「当ホーム ☎5965-3400、FAX 5965-3403」へ※先着順。

「暴力の被害者にも 加害者にもならないために」 ～密接な関係の中で起こる DV・デートDVとは?～

2月21日(出) 午後6時30分～8時30分 男女平等推進センター◇講師…早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンター助教/兵藤智佳氏◇30名※先着順◇保育あり (要予約。9か月以上の未就学児。定員あり)
電話かファクスかEメール (記入例参照) で、2月16日までに「当センター ☎5952-9501、FAX 5391-1015、Eメール A0029117@city.toshima.lg.jp」へ。

シルバー人材センター パソコン教室

●無料体験教室…①2月18日(出)、②3月18日(出) ①②とも、午後0時45分～2時15分
●はじめてのパソコン入門 (各全4回)

③XP…3月5～26日 土曜日 午後0時45分～2時15分、④ウィンドウズ7…3月10～31日 木曜日 午後3時～4時30分
③④とも◇5,500円 (教材費含む) ◇11名※ほかにも各種パソコン講座開催中。
往復はがきかファクス (記入例参照) で、「〒170-0013 東池袋2-55-6 豊島区シルバー人材センターPC教室」FAX 3982-9532へ。
区自治協 ☎3982-9533

生涯学習オープンスクール開講

●日本外国語専門学校
「就職対策特別講座」…2月19日(出) 午前10時～正午◇エントリーシートや履歴書持参◇15名 区校 ☎3365-6141、FAX 3365-6041
●大原情報ビジネス専門学校
「ホームヘルパー資格のとおり方、活かし方」…2月20日(出) 午後1～2時◇20名 区校 ☎5952-0080、FAX 5952-0649
区生涯学習グループ ☎3981-1189

はがきなどの記入例

- ①事業またはイベント名
- ②〒住所
- ③氏名 (ふりがな)
- ④年齢
- ⑤性別
- ⑥電話番号
- ⑦その他必要事項

※往復はがきを利用する場合、返信に〒住所、氏名を記入してください。
申込み方法は各記事参照。

お詫びと訂正 1月15日7面「認知症介護者等支援者養成講座①認知症の人を知ろう」の講師戸垣氏は、正しくは「日本社会事業大学准教授」でした。お詫びして訂正します。



《開花期》1950年 油彩・カンヴァス 90.8×117.0cm

2月17日(木)～3月6日(日) 午前10時30分～午後5時30分(入場は午後5時まで)
豊島区立熊谷守一美術館3階ギャラリー 無料 ※2月21・28日は休館

※熊谷守一美術館1・2階の「熊谷守一常設展示」は有料(一般500円/中・高・大学生300円/小学生100円)

池袋モンパルナスに立つ道標

またまごこの先にあるもの1950—2000

桂川寛展

KATSURAGAWA HIROSHI Struggling against the real world

昨年、画家・桂川寛氏から区に寄贈・寄託された作品を中心に、その制作活動の一端を紹介します。1950年～2000年までの油彩作品と併せて、時代を証言する貴重な資料を特別展示します。桂川寛の眼を通して、「戦後の日本」の側面を探ってみませんか。 図文化デザイン課文化芸術グループ ☎3981-1270

●画家・桂川寛(かつらがわ ひろし)

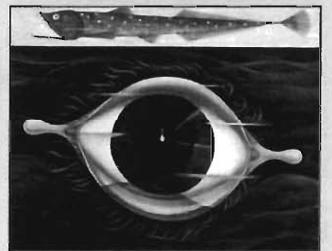
1924年、北海道札幌市生まれ。1948年に上京後、1961年から現在まで豊島区千川に在む86歳の現役作家です。1949年から多くの芸術運動に参加し、60余年に及ぶ制作活動を続けています。鋭い批判精神で社会を捉える姿勢は一貫しており、池袋モンパルナスの前衛精神を引き継ぐ、数少ない作家と言えます。

●「池袋モンパルナス」とは?

昭和戦前期、豊島区にはいくつものアトリエ村(アトリエ付住宅群)があり、多くの芸術家が活動していました。詩人で画家の小熊秀雄は、池袋界隈の喫茶店や映画館を含めた空間・雰囲気「池袋モンパルナス」と呼びました。



《煙突どにわとり》1958年 油彩・カンヴァス 99.2×73.4cm



《眼の中の風景》1963年 油彩・カンヴァス 91.3×116.6cm

関連事業

①講演会「戦後の前衛—桂川寛の眼」

2月26日(土) 午後2時～3時30分 西部区民事務所2階図書室
◇講師…小熊秀雄協会会長/玉井一氏、美術評論家/門田秀雄氏◇定員30名

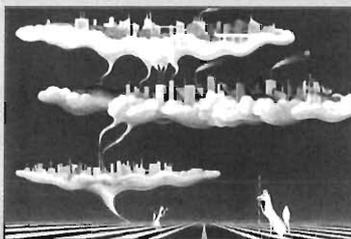
②アトリエ村さんぽ道「アトリエ村最後の絵描きを訪ねる」

3月5日(土) 午後2～4時 西部区民事務所2階図書室◇集合後まちに出かけ、桂川寛展にも立ち寄る◇講師…アトリエ村資料室/本田晴彦氏◇定員20名

①か②を選び、往復はがき(7面記入例参照)で、2月4日(必着)までに「文化デザイン課文化芸術グループ」(あて先6面上部欄外参照)へ ※応募者多数の場合は抽選。 担当グループ ☎3981-1270

「桂川寛 資料展」同時開催

2月26-27、3月5-6日 土日曜日 午前11時～午後5時
アトリエ村資料室(千早2-39-3 西部区民事務所3階)



《都市計画》1970年 油彩・カンヴァス 96.2×145.6cm



●豊島区立熊谷守一美術館
千早2-27-6 ☎3957-3779
交通◎JR池袋駅西口、国際興業バス乗り場2番または4番「要小学校」下車徒歩5分◎東京メトロ有楽町線・副都心線要町駅2番出口より徒歩8分◎西武池袋線椎名町駅北口より徒歩13分

こちら
豊島区役所です!
としまテレビで放映中

毎日4回(午前7時45分、午後0時45分、5時45分、10時45分) 各15分放送
※区ホームページ(アドレス1面上部参照)からも見ることができます。
※放送した番組のDVDを貸し出しています。 図報道グループ ☎3981-4122

2月の
主な番組

行政トピックス/ワーク・ライフ・バランスについて
夢に向かって★としまの子/池袋中学校 吹奏楽部
学生制作作品/「フクロウ物語」

としまなまる



人口と世帯

平成23年1月1日現在
※()は前月比

Table with 4 columns: Total Population, Resident Population, Foreign Resident Population, and Household Count. Data for 2011 and 2010 is provided.